

佐世保東翔高等学校 運動部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

- ・ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会)

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

県教育委員会

長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

運動部活動に係る学校の実情等

【生徒や保護者、地域の実情】

女子生徒が大半であるため、男子の部活動は少ない。帰りのバスの関係で19時の完全下校は守られている。敷地は広く施設設備が整っており、環境は申し分ない。地域の理解もあり、保護者も熱心で顧問の指導力もあり、どの部も好成績を収めている。

【施設等の使用状況】

<グラウンド>

ソフトボール、サッカー、陸上

<旧野球場>

ラグビー

<体育館>

バスケットボール、バレーボール

<第2体育館>

バドミントン

<格技場>

空手道、卓球

<テニスコート>

テニス、ソフトテニス

【強化指定等】

空手道 女子(個人)

本校の活動方針

【部活動のねらい】

- ・うらおいと活力に溢れるスポーツの振興をめざす。
- ・生徒の健康の保持・増進に努め、豊かな人間性の陶冶を目指す。特に、仲間への思いやりと協力、相手への敬意、指導者や審判への礼節、支えてくれる人への感謝の心を忘れない人間性豊かで快活なスポーツマンを育てる。
- ・自己を厳しく律し競技力の向上を図り、自らの目標に挑戦する生徒を育てる。
- ・試合での勝負を通じて、自己と向き合う姿勢を育成する。

【休養日及び活動時間】

- ・週1回の休養日を設ける。その際、月2回は週休日を休業日として計画する。
- ・活動時間は実質練習時間とする。(移動時間・準備・片付けの時間を含まない)
- ・活動時間は平日2時間程度・休養日3時間程度とし週16時間を目安とする。但し、大会や遠征等により活動時間が延長した場合は別日に休養時間を調整する。
- ・長期休業中等の合宿における活動時間は、生徒の健康面を配慮しながら計画する。
- ・上記については、該当部活動の大会日程スケジュールにより流動的に調整する。

【活動計画立案(大会参加の目安を含む)及び提出と公開】

- ・該当年度の年間計画(練習日程・各種大会期日・合宿予定等)をHPに公開する。
- ・各運動部は年間計画を作成し、4月中旬と10月上旬(更新)に公開する。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- ・各種指導者講習会など指導力向上に向けた研修に積極的に参加できる機会を設ける。
- ・一部の部活動では、学校長の承認のもと、保護者や外部指導者の部活動指導を認める。

【熱中症等の事故防止及び安全管理について】

- ・指導者の監督責任のもと、活動中の生徒の体調把握や練習環境整備に努める。
- ・季節、天候、気温、湿度等を考慮し、安全を確保した臨機応変な練習を行う。
- ・AED、熱中症計など事故防止及び救急対応に伴う環境を整備するとともに、安全管理に対する職員研修を実施し対応力を高める。

【運動部設置及び統廃合の検討】

- ・生徒の実状に応じて、活動予算や現行部活動への影響を勘案し総合的に判断する。

